

令和6年2月5日

I 全体

(問1) 本事業の趣旨、概要を知りたい。

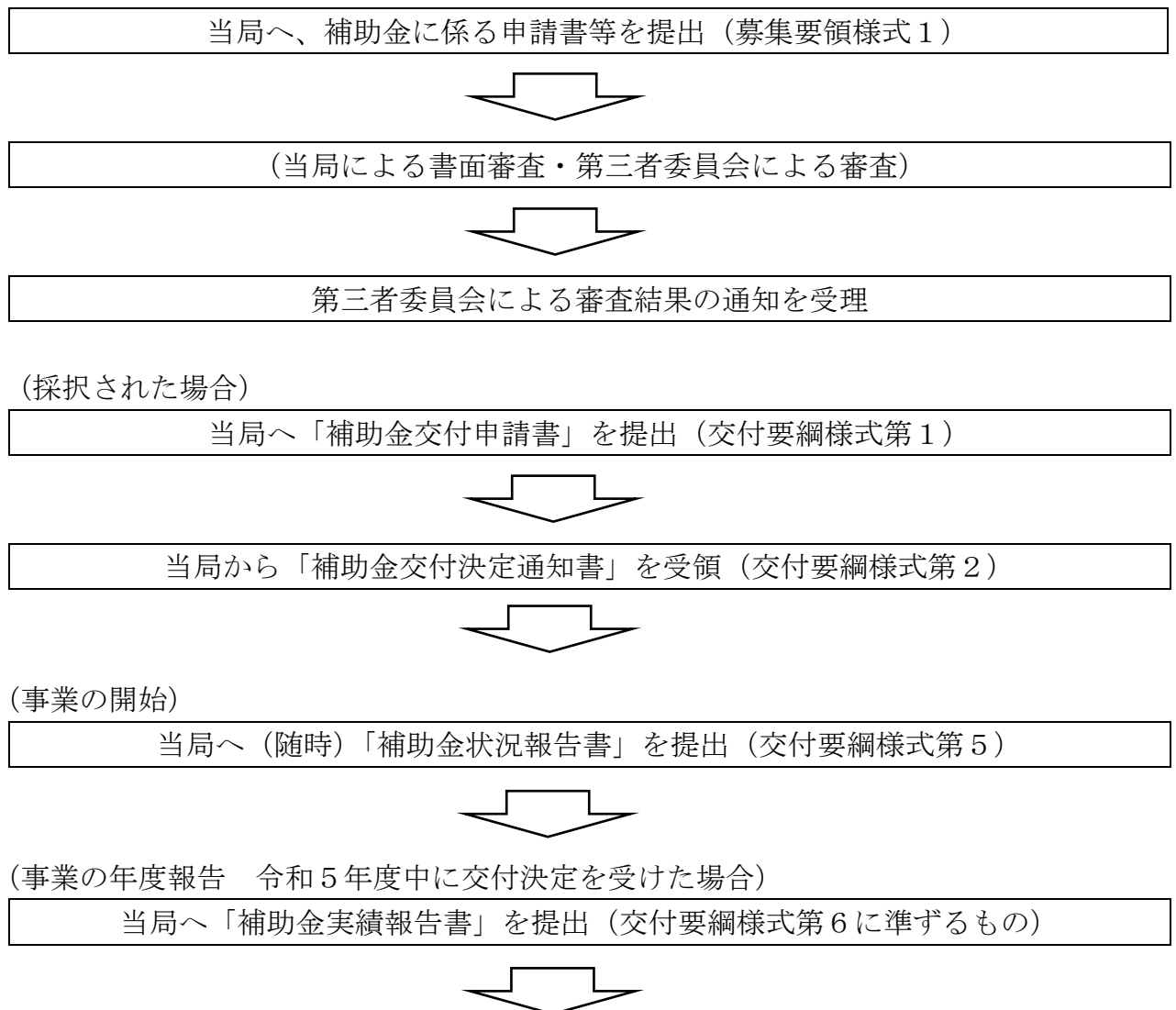
(答1) 本事業は、令和5年8月24日より開始されたALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、特定国・地域依存を分散し、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できるよう、水産物の新たな需要構造を構築することを目的としております。

具体的な事業内容としては、広く地域のほたて加工に貢献し、欧米等海外への輸出の拠点となる「地域の加工拠点」施設等を整備する事業となります。

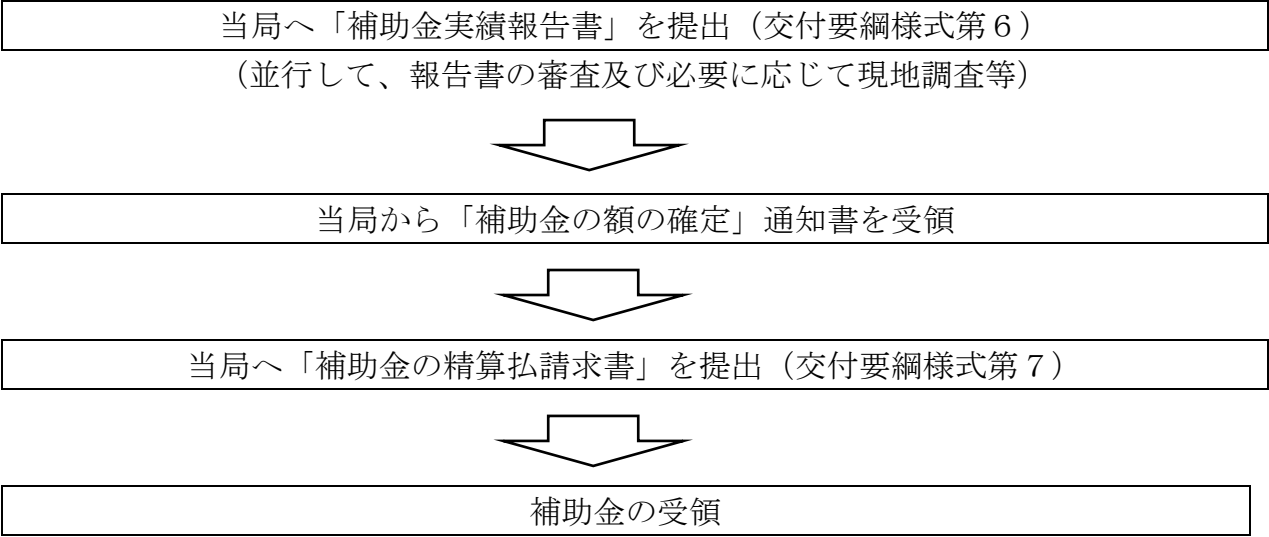
(問2) 「ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（地域の加工拠点整備支援事業）補助金※」に係る手順フローを知りたい。

※以下「補助金」と言います。

(答2) 大まかな流れは、以下のとおりです。



（事業の終了）※事業完了日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日



（問3）加工施設において取扱対象となる水産物とは何か。

（答3）ほたてが対象となります。

（問4）事業の開始日はいつが基準となるのか。

（答4）交付決定日が基準となります。

交付決定日前の経費は対象となりません。

（問5）事業の終了はいつまでか。

（答5）令和7年2月末です。

（例）

	R5fy		R6fy							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
基本設計	→									
施工者選定		→								
契約締結			→							
工事着手				→	→	→	→	→	→	→
完成・稼働										

	R6fy			
	12月	1月	2月	3月
基本設計				
施工者選定				
契約締結				
工事着手	→	→		
完成・稼働			→	

（問6）県・市区町村の補助金との併用は可能であるのか。

（答6）県・市区町村の補助金と本補助金の併用は可能ですが、合算した補助金額が、御社における補助対象経費*を超える場合には、減額調整が必要となります。

なお、県・市区町村にも可能かどうかご確認をお願いいたします。

※補助対象経費・・・補助事業に要する経費の中で当該補助事業の対象となる経費

(問 7) 施設整備を本補助金で、機器導入を他の補助金である「国内加工体制の強化対策事業」での導入を考えているが、施設整備を本補助金の対象とすることは可能か。

(問 7) お問い合わせの件は、補助対象経費が異なるため可能です。

(問 8) 施設内に導入するオートシェラーについて、「国内加工体制の強化対策事業」(事務局：全国水産加工業協同組合)の補助対象経費として交付決定されている場合でも、補助金対象となるのか。

(答 8) この場合には、補助対象経費が重複しているため、補助金対象とはなり得ません。

(問 9) 施設内にオートシェラーを設置した場合に、当該機器導入費用は補助金対象となるのか。

(答 9) 附属設備として対象となり得ます。

(問 10) 売買、請負その他の契約にあたり、相見積もりは必要となるのか。

(答 10) 申請書に記載の金額の妥当性を確認するため、必要です。